



山形県公報

平成23年4月19日(火)
第2237号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 歳入の収納の事務の委託……………(子育て支援課) ……395
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……396
- 同……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定……………(同) ……397
- 特定計量器の定期検査の実施……………(産業政策課) ……同
- 同……………(同) ……400
- 山形県産業創造支援センターの開館時間及び休館日……………(同) ……401
- 山形県産業創造支援センターの利用料金……………(同) ……同
- 昭和41年4月県告示第423号(山形県果樹奨励品種)の一部改正……………(生産技術課) ……402
- 昭和57年3月県告示第499号(山形県農作物優良品種)の一部改正……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……403
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……404
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区連合の役員の退任の届出……………(同) ……405

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治活動のために寄附を受け又は支出することができないこととなった政治団体……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(市町村課) ……同
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……406
- 特殊肥料の検査結果の概要……………(環境農業推進課) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(企業局) ……408
- 一般競争入札の公告……………(新庄病院) ……同

## 告 示

### 山形県告示第368号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成23年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した収納事務  
保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地  
(1) 名 称 社会福祉法人日本保育協会

(2) 所在地 東京都渋谷区神宮前五丁目53番1号

3 委託期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

**山形県告示第369号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地                      | 障害福祉サービスの種類        | 定員         | 指定年月日       |
|------------------------------------|----------------------------------|--------------------|------------|-------------|
| 株式会社 ラブラドル<br>鶴岡市茅原字西茅原101番の6      | サポートセンターラブラドル<br>鶴岡市茅原字西茅原101番の6 | 生活介護               | 20名        | 平成23. 3. 25 |
| 社会福祉法人 ふじの里<br>鶴岡市藤の花一丁目18番地1      | 障がい福祉サービス 根っ子杉<br>鶴岡市藤の花一丁目20番地1 | 就労継続支援（B型）         | 25名        | 同 3. 29     |
| 社会福祉法人 山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号 | ふれんず<br>酒田市北新橋一丁目1番地18           | 生活介護<br>就労継続支援（B型） | 10名<br>10名 | 同           |
| 社会福祉法人 山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号 | おおやま<br>鶴岡市友江字川向46番地8            | 生活介護               | 30名        | 同           |

**山形県告示第370号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地            | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------------------|------------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人 山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号 | ふれんず<br>酒田市北新橋一丁目1番地18 | 就労移行支援      | 平成23. 3. 29 |

**山形県告示第371号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害者支援施設を次のとおり指定した。

平成23年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害者支援施設設置者の名称及び主たる事務所の所在地 | 施設の名称及び所在地                          | 施設入所支援以外の施設障害福祉サービスの種類 | 入所定員                                      | 指定年月日           |
|-----------------------------|-------------------------------------|------------------------|-------------------------------------------|-----------------|
| 山形県<br>山形市松波二丁目8番1号         | 山形県立 鶴峰園<br>鶴岡市湯田川字中田35番地の1         | 生活介護<br>就労移行支援         | 施設入所支援<br>45名<br>生活介護45名<br>就労移行支援<br>15名 | 平成<br>23. 3. 24 |
| 山形県<br>山形市松波二丁目8番1号         | 山形県立 吹浦荘<br>飽海郡遊佐町菅里字菅野<br>南山21番地14 | 生活介護<br>自立訓練（生活訓練）     | 施設入所支援<br>65名<br>生活介護60名<br>自立訓練（生活訓練）6名  | 同 3. 25         |
| 山形県<br>山形市松波二丁目8番1号         | 山形県立 慈丘園<br>鶴岡市下川字窪畑183番地5          | 生活介護<br>自立訓練（生活訓練）     | 施設入所支援<br>65名<br>生活介護60名<br>自立訓練（生活訓練）6名  | 同 3. 31         |
| 社会福祉法人明松会<br>酒田市相沢字北森155番地  | 障がい者支援施設 和光園<br>酒田市相沢字北森155番地       | 生活介護<br>就労継続支援（B型）     | 施設入所支援<br>76名<br>生活介護75名<br>就労継続支援（B型）10名 | 同 3. 25         |

## 山形県告示第372号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成23年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                          | 指定年月日       |
|----------------------------------|--------------------------------------|-------------|
| 社会福祉法人 遊佐厚生会<br>飽海郡遊佐町当山字上戸8番地の1 | 障がい者相談支援センター 月光園<br>飽海郡遊佐町当山字上戸8番地の1 | 平成23. 3. 24 |

## 山形県告示第373号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成23年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域 | 検査対象<br>特定計量器              | 検査期日      |                        | 検査場所       | 検査を実施する<br>指定定期検査機関の名称 |
|------|----------------------------|-----------|------------------------|------------|------------------------|
| 西川町  | 計量法施行令第10条に規定する非自動はかり（表示部が | 平成23年6月1日 | 午前11時から<br>正午まで        | 西川町役場大井沢支所 | 社団法人<br>山形県計量協会        |
|      |                            | 同         | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 西川町役場      |                        |
| 朝日町  |                            | 平成23年6月2日 | 午前10時から<br>午後2時30分まで   | 朝日町開発センター  |                        |

|            |                        |                        |                        |                      |
|------------|------------------------|------------------------|------------------------|----------------------|
| 大江町        | 電気式の一部を除く)、<br>分銅及びおもり | 平成23年6月3日              | 午前10時から<br>午後2時30分まで   | 大江町民ふれあい会館           |
| 河北町        |                        | 平成23年6月6日              | 午前10時から<br>正午まで        | 溝延研修センター             |
|            |                        | 同                      | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 西里改善センター             |
|            |                        | 平成23年6月7日              | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 河北地域職業訓練センター         |
| 山辺町        |                        | 平成23年6月8日              | 午前9時30分から<br>午後3時まで    | 中央公民館                |
| 中山町        |                        | 平成23年6月9日              | 午前9時30分から<br>午後3時まで    | 中山町役場                |
| 南陽市        |                        | 平成23年6月13日             | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 南陽市文化センター            |
|            |                        | 平成23年6月14日             | 午前10時から<br>午後3時30分まで   |                      |
|            |                        | 平成23年6月15日             | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 南陽市役所                |
|            |                        | 平成23年6月16日             | 午前10時から<br>午後3時30分まで   |                      |
| 米沢市        |                        | 平成23年6月20日             | 午前10時30分から<br>正午まで     | 万世コミュニティセンター         |
|            |                        | 同                      | 午後1時30分から<br>午後3時まで    | 上郷コミュニティセンター         |
|            |                        | 平成23年6月21日             | 午前10時から<br>正午まで        | 窪田コミュニティセンター         |
|            |                        | 同                      | 午後1時30分から<br>午後2時30分まで | 三沢コミュニティセンター         |
|            |                        | 同                      | 午後3時から<br>午後4時まで       | 南原コミュニティセンター         |
|            |                        | 平成23年6月22日             | 午前10時から<br>正午まで        | 東部コミュニティセンター         |
|            |                        | 同                      | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 西部コミュニティセンター         |
|            |                        | 平成23年6月23日             | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 南部コミュニティセンター         |
|            |                        | 平成23年6月24日             | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 北部集会所                |
|            |                        | 川西町                    | 平成23年6月27日             | 午前10時30分から<br>午後3時まで |
|            | 平成23年6月28日             |                        | 午前10時30分から<br>午後3時まで   |                      |
|            | 高島町                    | 平成23年6月29日             | 午前10時30分から<br>正午まで     | 和田地区公民館              |
| 同          |                        | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 糠野目生涯学習センター            |                      |
| 平成23年6月30日 |                        | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 中央公民館                  |                      |

|            |                        |                        |                 |
|------------|------------------------|------------------------|-----------------|
| 酒 田 市      | 平成23年7月4日              | 午前11時から<br>正午まで        | 東平田コミュニティ防災センター |
|            | 同                      | 午後1時30分から<br>午後2時30分まで | 新堀コミュニティ防災センター  |
|            | 同                      | 午後3時から<br>午後4時まで       | 黒森コミュニティ防災センター  |
|            | 平成23年7月5日              | 午前10時30分から<br>正午まで     | 定期船飛島勝浦港発着所     |
|            | 平成23年7月6日              | 午前11時から<br>正午まで        | 本楯コミュニティ防災センター  |
|            | 同                      | 午後1時30分から<br>午後4時まで    | 酒田市総合文化センター     |
|            | 平成23年7月7日              | 午前9時30分から<br>午後4時まで    |                 |
|            | 平成23年7月8日              | 午前9時30分から<br>午後3時まで    |                 |
|            | 平成23年7月11日             | 午前11時から<br>午後4時まで      |                 |
|            | 平成23年7月12日             | 午前9時30分から<br>午後3時まで    |                 |
|            | 平成23年7月13日             | 午後1時から<br>午後4時まで       | 平田農村環境改善センター    |
|            | 平成23年7月14日             | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで | 八幡総合支所          |
| 平成23年7月15日 | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで | 松山農村環境改善センター           |                 |
| 遊 佐 町      | 平成23年7月19日             | 午後1時から<br>午後3時30分まで    | 吹浦公民館           |
|            | 平成23年7月20日             | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで | 遊佐町役場           |
| 上 山 市      | 平成23年7月21日             | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで | 上山市役所           |
|            | 平成23年7月22日             | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで |                 |
| 小 国 町      | 平成23年8月2日              | 午前11時から<br>午後3時まで      | 小国町民総合体育館       |
| 飯 豊 町      | 平成23年8月3日              | 午前10時30分から<br>午後3時まで   | 飯豊町町民総合センター     |
| 白 鷹 町      | 平成23年8月4日              | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 白鷹町役場（西側車庫）     |
| 長 井 市      | 平成23年8月17日             | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 長井市役所           |
|            | 平成23年8月18日             | 午前10時から<br>午後3時30分まで   |                 |
| 寒河江市       | 平成23年8月22日             | 午前10時から<br>午前11時30分まで  | 柴橋地区公民館         |
|            | 同                      | 午後1時から<br>午後3時30分まで    | 西部地区公民館         |

|  |             |                          |             |
|--|-------------|--------------------------|-------------|
|  | 平成23年 8月23日 | 午前 9時30分から<br>午後 3時30分まで | 寒 河 江 市 役 所 |
|  | 平成23年 8月24日 | 午前 9時30分から<br>午後 3時30分まで |             |

**山形県告示第374号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成23年 4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域  | 検査対象<br>特定計量器                                     | 検 査 期 日                                            | 検 査 場 所                                 | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|-------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------|
| 米 沢 市 | 計量法施行<br>令第10条に<br>規定する非<br>自動はか<br>り、分銅及<br>びおもり | 自 平成23年 6月 1日<br>至 平成23年12月16日<br>(指定定期検査機関が指定する日) | 検査対象特定計量器の所<br>在場所又は指定定期検査<br>機関が指定する場所 | 社団法人<br>山形県計量協会            |
| 酒 田 市 |                                                   |                                                    |                                         |                            |
| 寒河江市  |                                                   |                                                    |                                         |                            |
| 上 山 市 |                                                   |                                                    |                                         |                            |
| 長 井 市 |                                                   |                                                    |                                         |                            |
| 南 陽 市 |                                                   |                                                    |                                         |                            |
| 山 辺 町 |                                                   |                                                    |                                         |                            |
| 中 山 町 |                                                   |                                                    |                                         |                            |
| 河 北 町 |                                                   |                                                    |                                         |                            |
| 西 川 町 |                                                   |                                                    |                                         |                            |
| 朝 日 町 |                                                   |                                                    |                                         |                            |
| 大 江 町 |                                                   |                                                    |                                         |                            |
| 高 畠 町 |                                                   |                                                    |                                         |                            |
| 川 西 町 |                                                   |                                                    |                                         |                            |
| 小 国 町 |                                                   |                                                    |                                         |                            |
| 白 鷹 町 |                                                   |                                                    |                                         |                            |
| 飯 豊 町 |                                                   |                                                    |                                         |                            |
| 遊 佐 町 |                                                   |                                                    |                                         |                            |

## 山形県告示第375号

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）第8条第2項の規定により山形県産業創造支援センターの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成23年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 開館時間及び休館日

| 開 館 時 間         | 休 館 日                                                                     |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 午前8時30分から午後5時まで | 1 日曜日及び土曜日<br>2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日<br>3 12月29日から翌年の1月3日までの日 |

備考 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場については、その使用者が使用の許可を受けた期間中閉館時間及び休館日にかかわらず利用することができる。

2 多目的ホール、視聴覚室及び会議室について使用の許可を受けた場合は、土曜日においても当該施設を利用することができる。

## 2 適用期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

## 山形県告示第376号

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）第10条第2項の規定により山形県産業創造支援センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成23年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

## (1) 施設

| 種別及び面積 |           | 利 用 料 金 の 額 |         |        |
|--------|-----------|-------------|---------|--------|
|        |           | 1月につき       | 1日につき   | 1時間につき |
| 研究開発室  | 40平方メートル  | 104,000円    | 3,400円  |        |
|        | 68平方メートル  | 176,800円    | 5,800円  |        |
|        | 81平方メートル  | 210,600円    | 7,000円  |        |
|        | 135平方メートル | 351,000円    | 11,700円 |        |
| 新規創業室  | 40平方メートル  | 60,000円     | 2,000円  |        |
|        | 81平方メートル  | 121,500円    | 4,000円  |        |
| 多目的ホール | 190平方メートル |             |         | 2,200円 |
| 視聴覚室   | 158平方メートル |             |         | 1,800円 |
| 会議室    | 81平方メートル  |             |         | 900円   |
|        | 162平方メートル |             |         | 1,800円 |

|       |          |        |      |
|-------|----------|--------|------|
| 指定駐車場 | 12平方メートル | 3,000円 | 100円 |
|-------|----------|--------|------|

備考 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場の使用を月の中途から開始する場合又は月の途中で終了する場合の当該月に係る利用料金の額は、1日につきの利用料金の額に、それぞれ当該月における使用日数を乗じて得た額とする。

2 研究開発室又は新規創業室の使用に当たり、これらに備え付けられた設備を利用して電気を消費する場合は、この表に掲げる額に、当該消費した電気に係る実費に相当する額を加算するものとする。

(2) 設備

| 区 分    |              | 単 位    | 金 額                                                         |
|--------|--------------|--------|-------------------------------------------------------------|
| 画像制作設備 | ノンリニア編集システム  | 1時間当たり | 5,400円                                                      |
| 出力設備   | カラーレーザープリンタ  | 1枚当たり  | カラーで出力した場合にあっては60円、白黒で出力した場合にあっては10円                        |
|        | 大型紙対応カラープリンタ |        | 日本工業規格B列0番の用紙を用いる場合にあっては1,000円、日本工業規格A列0番の用紙を用いる場合にあっては800円 |

2 適用期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

山形県告示第377号

昭和41年4月県告示第423号（山形県果樹奨励品種）の一部を次のように改正する。

平成23年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

5 ぶどうの項高尾（たかお）（昭和62年）の項を削り、5 ぶどうの項に次の1項を加える。

シャインマスカット（平成23年）

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において、安芸津21号に白南<sup>はくなん</sup>を交配して育成した品種である。樹勢は強く、萌芽<sup>ほふ</sup>の揃いは良い。果房は500gから600g程度で、果粒はジベレリン処理で13gから14g程度の無核果となる。

果皮色は黄緑色であり、果皮はく皮が困難であるが薄いため、果皮ごと食べられる。肉質は崩壊性でマスカット香があり、食味良好である。

収穫期は9月中下旬で、日持ち性に優れ、冷蔵貯蔵により、長期販売が可能である。

山形県告示第378号

昭和57年3月県告示第499号（山形県農作物優良品種）の一部を次のように改正する。

平成23年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

7 ぶどうの項シャインマスカット（平成21年）の項を削り、7 ぶどうの項に次の1項を加える。

高尾（たかお）（平成23年）

東京都農業試験場において、巨峰の自然交雑実生から選抜育成した品種である。

果房は400gから500g程度で、収穫期は9月上旬。果粒は紫黒色の円形であり、ジベレリン処理により、10g程度の無核果となる。

果肉は崩壊性で、糖度18度以上、酸味少なく、食味良好である。



樹勢は強い方であるが、巨峰よりやや弱い。  
 県内のぶどう栽培地に適する。

11 青刈ソルガムの項スイートソルゴー（SSIV）（昭和56年）の項、パイオニアソゴー（P988）（昭和56年）の項及びスズホ（平成2年）の項を削る。

13 りんごの項に次の1項を加える。

ファーストレディ（平成23年）

山形県農業総合研究センター園芸試験場において、さんさにつがるを交配して育成した品種である。  
 果形は円形で、果実は300g前後でやや大玉である。果皮色は濃赤色で縞が入り、平地でも容易に着色する。  
 収穫期は8月下旬から9月上旬の<sup>わせ</sup>早生種である。

肉質は硬く、糖度は14度前後で甘味、酸味ともに多く、<sup>わせ</sup>早生種の中では食味が優れる。

31 アルファアルファの項を次のように改める。

31 削除

35 すももの項に次の1項を加える。

秋姫（あきひめ）（平成23年）

秋田県湯沢市において発見された偶発実生である。

果実は150gから200gと大玉であり、黄色の地色に紅紫色が全面に着色する。果肉は黄色で多汁、甘味、酸味ともに多く、味は濃厚である。収穫期は9月上中旬頃。

県内のすもも栽培地に適する。

53 いちごの項に次の1項を加える。

サマーティアラ（平成23年）

庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室においてSelvaに紅ほつぺを交配して育成した品種である。

一年中収穫できる四季成り性を有し、7月から11月にも良質な果実が収穫でき、既存の四季成り性いちごと比較して食味、香りが良好で、多用途に活用できる。

果実が硬く、輸送性にも優れ、果実断面も赤く、切り口が美しい特徴がある。

山形県告示第379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、吉野川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所         |
|----------|-----------|-------------|
| 理 事      | 泉 妻 隆 一   | 南陽市金山3528番地 |
| 同        | 海 老 名 光 夫 | 同 宮内1210番地  |
| 同        | 安 部 康 夫   | 同 坂井576番地の1 |
| 同        | 高 橋 篤     | 同 蒲生田867番地  |
| 同        | 戸 田 明     | 同 鍋田1130番地  |
| 同        | 戸 田 隆 義   | 同 若狭郷屋496番地 |
| 同        | 石 川 義 巳   | 同 長岡1466番地  |

|     |         |   |          |
|-----|---------|---|----------|
| 監 事 | 大 友 秋 雄 | 同 | 宮内1083番地 |
| 同   | 小 関 敏 則 | 同 | 郡山916番地  |
| 同   | 皆 川 栄 次 | 同 | 三間通795番地 |

## 山形県告示第380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、吉野川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成23年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所           |
|----------|---------|---------------|
| 理 事      | 泉 妻 隆 一 | 南陽市金山3528番地   |
| 同        | 高 橋 昇 一 | 同 宮内2467番地の1  |
| 同        | 高 橋 篤   | 同 蒲生田867番地    |
| 同        | 鈴 木 弘 明 | 同 萩生田1243番地の1 |
| 同        | 戸 田 明   | 同 鍋田1130番地    |
| 同        | 戸 田 隆 義 | 同 若狭郷屋496番地   |
| 同        | 大 浦 浩 一 | 同 長岡1494番地    |
| 監 事      | 大 友 秋 雄 | 同 宮内1083番地    |
| 同        | 青 木 功 樹 | 同 郡山974番地     |
| 同        | 皆 川 栄 次 | 同 三間通795番地    |

## 山形県告示第381号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
浜中広岡土地改良区
- 2 事務所の所在地  
酒田市浜中字上村387番3
- 3 認可年月日  
平成23年4月8日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事とな

る。)、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

### 山形県告示第382号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名   | 住 所         |
|----------|-------|-------------|
| 理 事      | 齋 藤 隆 | 酒田市四ツ興野96番地 |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成23年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出することができない団体となった。

平成23年4月19日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      |
|----------|--------|----------|-----------------|
| 松本とした後援会 | 難波 賢   | 太田 俊信    | 鶴岡市大針字山崎14-1    |
| 齋藤淳後援会   | 齋藤 淳   | 阿部 仁悦    | 酒田市上安町1-1-22 1F |

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの監視及び保守業務 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企画振興部市町村課行政係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2084
- 随意契約の相手方を決定した日 平成23年3月28日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地  
財団法人地方自治情報センター 東京都千代田区一番町25番地
- 随意契約に係る契約金額 45,174,578円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号) 第10条第1項第1号該当

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成23年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成23年4月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人まんまる

(2) 代表者の氏名

丹 学

(3) 主たる事務所の所在地

西置賜郡小国町大字小国小坂町475番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいを持つ者や高齢者等が地域の中で社会の一員として、自立した日常生活を送ることができるよう各種の事業を行い、地域福祉の増進のために寄与することを目的とする。

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により平成23年2月に収去した特殊肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

平成23年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 特殊肥料<br>の指定名 | 生産業者、輸入業者若しくは<br>販売業者又は表示者 | 届<br>（商<br>品<br>名） | 検 査 の 結 果             |                        |                       |                      |                           |                       |             |                            | 備<br>考 |                            |
|--------------|----------------------------|--------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|----------------------|---------------------------|-----------------------|-------------|----------------------------|--------|----------------------------|
|              |                            |                    | 窒<br>素<br>全<br>量<br>% | りん<br>酸<br>全<br>量<br>% | 加<br>里<br>全<br>量<br>% | 銅<br>全<br>量<br>mg/kg | 亜<br>鉛<br>全<br>量<br>mg/kg | 石<br>灰<br>全<br>量<br>% | 炭<br>素<br>比 | 水<br>分<br>含<br>有<br>量<br>% |        | そ<br>の<br>他<br>の<br>検<br>査 |
| た い 肥        | 有限会社舟形マッシュルーム              | D r . マ ッ シ ュ 君    | 0.6                   | 0.4                    | 0.5                   |                      |                           |                       | 17          | 68                         |        | 現物                         |
|              | 有限会社ワーコム農業研究所              | 大地の母R              | 0.3                   | 0.4                    | 0.4                   |                      |                           |                       | 37          | 74                         |        | 現物                         |
|              | 株式会社エルデック                  | 旬の素SUPER<br>遊佐づくし  | 9.4                   | 5.6                    | 2.4                   |                      |                           |                       | 5           | 13                         |        | 乾物                         |
|              |                            |                    | 4.7                   | 7.1                    | 2.8                   |                      |                           |                       | 8           | 16                         |        | 乾物                         |

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年4月19日

山形県企業管理者 高橋 邦 芳

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
水道用ポリ塩化アルミニウム 922,000キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企業局村山電気水道事務所総務課 西村山郡西川町大字吉川10番5 電話番号0237(74)3207
- 3 落札者を決定した日 平成23年3月29日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東北化学薬品株式会社山形支店 東根市神町南二丁目3番14号
- 5 落札金額 32,235円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程（平成7年12月県企業管理規程第12号）第2条において準用する山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年2月15日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年4月19日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院大会議室
  - (2) 日 時 平成23年5月30日（月） 午前11時00分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 670キロリットル
  - (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格K2205重油に規定するもののうち1種2号に限る。
  - (3) 契約期間及び納入方法 平成23年6月1日から平成24年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
  - (4) 納入場所 山形県立新庄病院
  - (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け山形県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院総務課施設用度係 電話番号 0233(22)5525
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成23年5月18日（水）午後3時までに山形県立新庄病院総務課用度係に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約については、山形県立新庄病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel Oil 670kl

(2) Time-limit for tender : 11:00A.M. May 30, 2011

(3) Contact point for the notice: Jeneral Affairs, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjoshi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525

平成23年4月19日印刷  
平成23年4月19日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056